

株式会社ほくほくフィナンシャルグループの サステナブル預金フレームワークに係る第三者意見

株式会社日本格付研究所（JCR）は、株式会社ほくほくフィナンシャルグループの「ほくほくサステナブル預金フレームワーク」に対する第三者意見書を提出しました。

<要約>

株式会社ほくほくフィナンシャルグループ（ほくほくFG）は、経営資源をより有効に活用する経営の効率化、広域ネットワークを活用した営業力の強化及び経営基盤の安定化を目的として、株式会社北陸銀行及び株式会社北海道銀行が経営統合し、2004年9月に設立された。ほくほくFGは、全国の地方銀行の中で5位の資産規模を有しており、2025年3月時点で預金等残高は14兆318億円、貸出金残高は10兆4,585億円である。

ほくほくFGは、本フレームワークに基づく預金（本預金）を通じて、持続可能な社会を実現するためのESG課題に対する資金の供給源となるサステナブルファイナンスの推進を目指すとともに、預金者に対して地域の社会的課題や環境問題の分野に貢献する活動に関わる機会を提供することを目的として、本フレームワークを策定した。本預金によって調達した資金は、外部機関から国際原則等に関する評価や第三者意見を取得しているグリーンローン、ソーシャルローン、サステナビリティ・リンク・ローン、トランジションローン、ポジティブ・インパクト・ファイナンスに充当する。

ほくほくFGは、本預金残高と本フレームワークの対象とする投融資残高（本投融資残高）を確認し、本投融資残高が本預金残高を上回る状態を維持するように管理を行う。ほくほくFGは、本預金残高がある限りにおいて、本預金を通じて調達した資金が本フレームワークで定める投融資に充当されることによって発現したインパクトについて、毎年3月末を基準日として、毎年8月頃にレポートを行う。

JCRは、本預金の適合性について、環境省の「インパクトファイナンスの基本的考え方」で示されたインパクトファイナンスの定義を参照し、本フレームワークは本定義に係る全ての要素を満たすことを確認した。

* 詳細な意見書の内容は次ページ以降をご参照ください。

第三者意見

評価対象：株式会社ほくほくフィナンシャルグループ
「ほくほくサステナブル預金フレームワーク」

2025年9月1日
株式会社 日本格付研究所

目次

<要約>	- 3 -
I. フレームワーク作成者及びフレームワークの概要	- 4 -
1. フレームワーク作成者の概要	- 4 -
2. 本フレームワーク作成の目的	- 6 -
3. 本フレームワークの概要	- 7 -
4. ほくほく FG のフレームワークを活用した評価プロセス	- 8 -
II. 本フレームワークに係る適合性評価	- 9 -
III. 結論	- 10 -

<要約>

ほくほくフィナンシャルグループ（ほくほく FG）は、経営資源をより有効に活用する経営の効率化、広域ネットワークを活用した営業力の強化及び経営基盤の安定化を目的として、株式会社北陸銀行及び株式会社北海道銀行が経営統合し、2004年9月に設立された。ほくほく FG は、全国の地方銀行の中で5位の資産規模を有しており、2025年3月時点で預金等残高は14兆318億円、貸出金残高は10兆4,585億円である¹。

ほくほく FG は、本フレームワークに基づく預金（本預金）を通じて、持続可能な社会を実現するためのESG課題に対する資金の供給源となるサステナブルファイナンスの推進を目指すとともに、預金者に対して地域の社会的課題や環境問題の分野に貢献する活動に関わる機会を提供することを目的として、本フレームワークを策定した。本預金によって調達した資金は、外部機関から国際原則等に関する評価や第三者意見を取得しているグリーンローン、ソーシャルローン、サステナビリティ・リンク・ローン、トランジションローン、ポジティブ・インパクト・ファイナンスに充当する。

ほくほく FG は、本預金残高と本フレームワークの対象とする投融資残高（本投融資残高）を確認し、本投融資残高が本預金残高を上回る状態を維持するように管理を行う。ほくほく FG は、本預金残高がある限りにおいて、本預金を通じて調達した資金が本フレームワークで定める投融資に充当されることによって発現したインパクトについて、毎年3月末を基準日として、毎年8月頃にレポートを行う。

JCR は、本預金の適合性について、環境省の「インパクトファイナンスの基本的考え方」²で示されたインパクトファイナンスの定義を参照し、本フレームワークは本定義に係る全ての要素を満たすことを確認した。

¹ ほくほくフィナンシャルグループ「統合報告書 2025」

² 環境省「インパクトファイナンスの基本的考え方」 <https://www.env.go.jp/press/files/jp/114284.pdf>

I. フレームワーク作成者及びフレームワークの概要

1. フレームワーク作成者の概要

<会社概要>

ほくほく FG は、経営資源をより有効に活用する経営の効率化、広域ネットワークを活用した営業力の強化及び経営基盤の安定化を目的として、北陸銀行及び北海道銀行が経営統合し、2004年9月に設立された。ほくほく FG は、全国の地方銀行の中で5位の資産規模を有しており、2025年3月時点で預金等残高は14兆318億円、貸出金残高は10兆4,585億円である³。

ほくほく FG における北陸銀行は、加賀前田家の出資を受け、加賀藩祖「前田利家」ゆかりの銀行として1877年8月に創業された。北陸銀行は、北陸3県（富山、石川、福井）において預金（29.7%）、貸出金（27.7%）ともに第1位のシェアである。

他方、北海道銀行は、戦後復興期、新興産業の勃興と人口の急増に伴う旺盛な資金需要に応えるべく、道内の中小企業者の強い要望により、1951年3月に設立された。北海道銀行は、北海道において預金（23.1%）、貸出金（28.0%）ともに第2位のシェアである。

<ほくほく FG のパーパス、経営理念及びビジョン>

ほくほく FG は、北陸銀行と北海道銀行の統合20周年を機にグループの存在意義を見つめ直し、未来への指針として、2025年3月に「地域を超えて、輝く未来を創る。」というパーパス（存在意義）を定めた。また、パーパスの策定に加えて、ビジョン（目指す姿）の見直しも行い、「広域地域金融グループとしてのネットワークと、総合的な金融サービス機能を活用して、地域とお客さまの繁栄に貢献します。」というビジョンを定めた。従来、経営理念として、「地域共栄」、「公正堅実」、「進取創造」の3つを掲げているが、これらのパーパス、経営理念、ビジョンのもと、広域ネットワークとグループの総合力を最大限に生かし、地域の課題解決の原動力になることを目指している。



図1：ほくほく FG のパーパスと理念体系⁴

³ ほくほくフィナンシャルグループ「統合報告書 2025」

⁴ ほくほくフィナンシャルグループ「第6次 中期経営計画（2025年度～2027年度）」

<ほくほく FG のサステナビリティ経営>

ほくほく FG は、企業の持続的成長のために必要とされる ESG（環境、社会、ガバナンス）や、国際連合が提唱する SDGs（持続可能な開発目標）等の視点を踏まえて、これらの課題に対応した活動に積極的に取り組み、ほくほく FG、地域経済及び地域社会の持続的な発展を目指すため、2019年4月1日に「CSR活動における取り組み重点テーマ」を制定した。

現在は「サステナビリティ経営のための取り組み重点テーマ」として、図2のとおり、各重点テーマが設定されている。重点テーマは前述の経営理念と関連付けられており、「地域共栄」については「持続可能な地域社会の実現」及び「地域における金融リテラシーの向上」が、「公正堅実」については「健全で強靱な経営基盤の構築」が、「進取創造」については「すべてのお客さまにとっての利便性の向上」及び「生産性向上につながる職場づくり」が、重点テーマとして設定されている。

経営理念	重点テーマ
地域共栄	持続可能な地域社会の実現 E S G SDGsやESG等の課題を踏まえた建設的対話の促進等による地域金融機関としての責任ある投融資への取り組みやスタートアップ企業や地域における成長企業への積極的な支援を通じた安定的な雇用創出への取り組み、各種自治体やお客さまとの連携の促進により持続可能な地域社会の実現に貢献する 
	地域における金融リテラシーの向上 S 金融経済教育や金融コンサルティングによりお客さまや子供たちの金融リテラシー向上に取り組み、将来に向けた資産形成や円滑な事業・資産承継を支援する 
	再生可能エネルギーの利用促進、温室効果ガス排出量の削減等環境負荷の低減に努める  
公正堅実	健全で強靱な経営基盤の構築 G ステークホルダーとの対話促進により透明性を高め、ガバナンスの高度化や各種リスク管理の徹底、更なるコンプライアンスの強化により強靱な経営基盤を構築する 
進取創造	すべてのお客さまにとっての利便性の向上 S 先進的ですべてのお客さまがアクセスしやすく安心して利用できる金融商品・サービスの提供を通じて、更なる利便性の向上に努める  
	生産性向上につながる職場づくり S 多様な人材の活躍推進や育児・介護等の両立支援等の働き方改革推進、将来を担う人材の育成を通じ、働きがい・やりがいを持てる職場づくりに取り組む  

図2：ほくほく FG の「サステナビリティ経営のための取り組み重点テーマ」⁵

⁵ ほくほくフィナンシャルグループ「統合報告書 2025」

ほくほく FG は、サステナビリティへの取り組みを経営の重要課題として位置付けており、取締役会の監督のもと、具体的な取り組みを推進している。2021 年 11 月に、常勤取締役及び担当部の役員・部長等で構成されるサステナビリティ推進委員会を設置し、当該グループ全体のサステナビリティ経営の方向性を検討している。なお、2024 年度においては、サステナビリティ推進委員会は 2 回開催された。

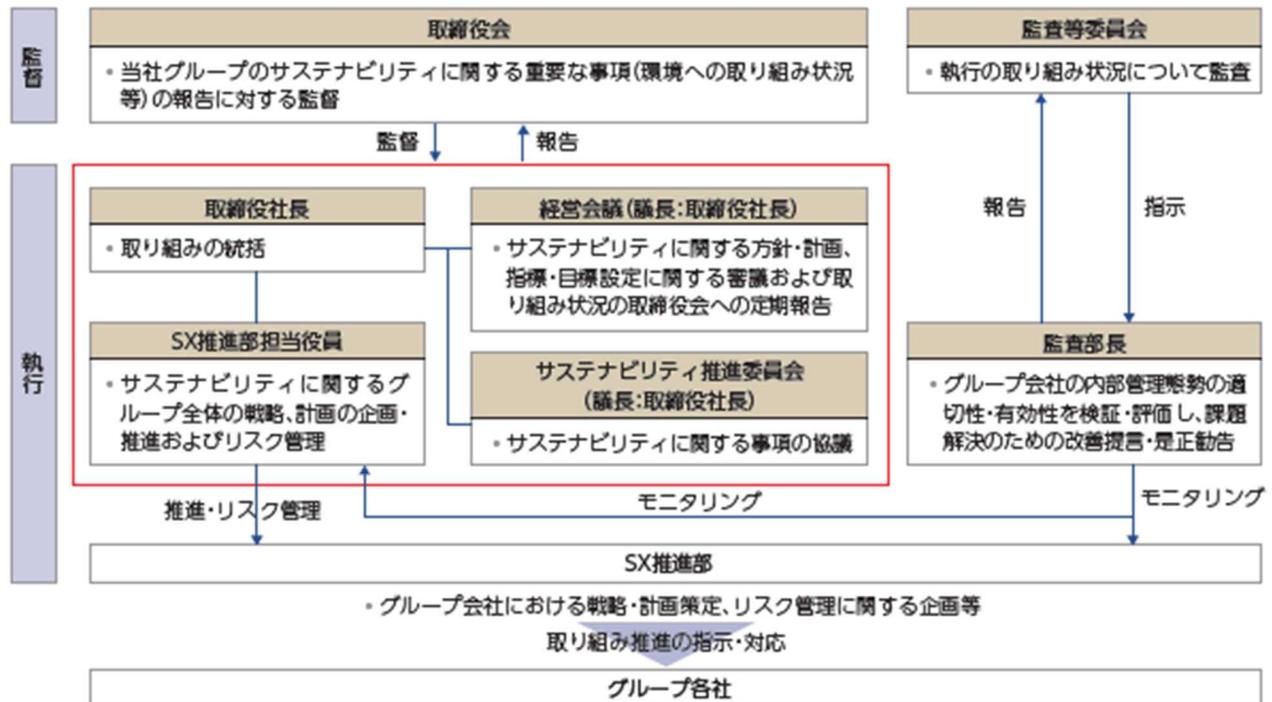


図 3 : ほくほく FG の環境への取り組み等に関するガバナンス態勢⁶

ほくほく FG は、サステナビリティ経営の実効性を高めるため、2021 年 11 月に「サステナブル関連投資目標」を設定した。「サステナブル関連投資」とは、「SDGs 達成に向けて取り組む取引先への投資および医療、保健、教育、漁業、農業、創業、事業承継、レジリエンス、環境関連等への投資」を指す⁷。2030 年度を達成期限として、サステナブル関連投資を 2021 年度からの累計で 1.5 兆円とすることを目標としている。2025 年 3 月末時点でサステナブル関連投資は 6,791 億円であり、目標に向けて順調に推移している。

2. 本フレームワーク作成の目的

ほくほく FG は、本預金を通じて、持続可能な社会を実現するための ESG 課題に対する資金の供給源となるサステナブルファイナンスの推進を目指すとともに、今後は地域の個人層を含む預金者に対して地域の社会的課題や環境問題の分野に貢献する活動に関わる機会を提供することを目的として、本フレームワークを策定した。

⁶ ほくほくフィナンシャルグループ「統合報告書 2025」

⁷ ほくほくフィナンシャルグループ「統合報告書 2025」

3. 本フレームワークの概要

① 本預金の概要

本フレームワークに基づく本預金の取り扱いについて、預入期間は 3 か月以上とし、将来にわたって繰り返し本預金を組成することを予定している。また、円建て預金のみを対象としている。なお、本預金に係る実務は北陸銀行及び北海道銀行にて行われ、預金の実績等がほくほく FG に報告されることとなっている。

② 本フレームワークにおける資金使途

本預金によって調達した資金は、外部機関から国際原則等に関する評価や第三者意見を取得しているグリーンローン、ソーシャルローン、サステナビリティ・リンク・ローン、トランジションローン、ポジティブ・インパクト・ファイナンス（以上を総称して「適格サステナブルファイナンス」とする）に充当する。関連する国際原則・ガイドライン等は表 1 のとおりである。

表 1：本フレームワークで定める資金使途と関連する国際原則・ガイドライン等

本フレームワークで定める資金使途	関連する国際原則・ガイドライン等
グリーンローン ソーシャルローン サステナビリティ・リンク・ローン トランジションローン ポジティブ・インパクト・ファイナンス	グリーンローン原則 ⁸ ソーシャルローン原則 ⁹ サステナビリティ・リンク・ローン原則 ¹⁰ グリーンローンガイドライン ¹¹ ソーシャルボンドガイドライン ¹² サステナビリティ・リンク・ローンガイドライン ¹³ クライメート・トランジション・ファイナンス・ハンドブック ¹⁴ クライメート・トランジション・ファイナンスに関する基本指針 ¹⁵ ポジティブ・インパクト金融原則 ¹⁶

③ 本フレームワークにおける資金管理

ほくほく FG は、本預金残高と本フレームワークの対象とする投融資残高（本投融資残高）を確認し、本投融資残高が本預金残高を上回る状態を維持するように管理を行う。本預金残高が本投融資残高を上回った場合、その超過分は現金又は現金同等物で管理を行い、可能な限り速やかに投融資先に

⁸ Loan Market Association (LMA)、Asia Pacific Loan Market Association(APLMA)、Loan Syndications and Trading Association (LSTA) "Green Loan Principles 2025" <https://www.lsta.org/content/green-loan-principles/>

⁹ Loan Market Association (LMA)、Asia Pacific Loan Market Association(APLMA)、Loan Syndications and Trading Association (LSTA) "Social Loan Principles 2025" <https://www.lsta.org/content/social-loan-principles-slp/>

¹⁰ Loan Market Association (LMA)、Asia Pacific Loan Market Association (APLMA)、Loan Syndications and Trading Association (LSTA) "Sustainability-Linked Loan Principles 2025" <https://www.lsta.org/content/sustainability-linked-loan-principles-sllp/>

¹¹ 環境省 「グリーンローンガイドライン 2024 年版」 <https://www.env.go.jp/content/000062348.pdf>

¹² 金融庁 「ソーシャルボンドガイドライン 2021 年版」 <https://www.fsa.go.jp/news/r3/singi/20211026-2/01.pdf>

¹³ 環境省 「サステナビリティ・リンク・ローンガイドライン 2024 年版」 <https://www.env.go.jp/content/000062348.pdf>

¹⁴ International Capital Market Association(ICMA) "Climate Transition Finance Handbook 2023" <https://www.icmagroup.org/sustainable-finance/the-principles-guidelines-and-handbooks/climate-transition-finance-handbook/>

¹⁵ 金融庁・経済産業省・環境省「クライメート・トランジション・ファイナンスに関する基本指針 2025 年版」 https://www.meti.go.jp/policy/energy_environment/global_warming/transition/basic_guidelines_on_climate_transition_finance_jpn_2025.pdf

¹⁶ United Nations Environment Programme - Finance Initiative(UNEP FI) "The Principles for Positive Impact Finance" <https://www.unepfi.org/industries/banking/principles-for-positive-impact-finance/>

充当することでこの超過分を解消するように努める。当該管理によって、預入期間において、本預金によって調達された資金の全額が本フレームワークの対象となる投融資先に充当されている状態を維持する。

4. ほくほく FG のフレームワークを活用した評価プロセス

ほくほく FG は、SX 推進部において本フレームワークに適合する投融資であることを確認した上で、選定する。当該選定については、SX 推進部長が承認を行う。

ほくほく FG は、本預金残高がある限りにおいて、本預金を通じて調達した資金が本フレームワークで定める投融資に充当されることによって発現したインパクトについて、毎年 3 月末を基準日として、毎年 8 月頃にレポートを行う。レポートの方法については、ほくほく FG のウェブサイトで行うことを予定している。主な開示事項は、以下のとおりである。

- 本預金の預入残高
- 適格サステナブルファイナンス分類別充当金額
- 本預金の預入残高が適格サステナブルファイナンスへの充当総額を超過していないこと
- 適格サステナブルファイナンス毎のインパクトによる貢献が期待される SDGs に係る 17 のゴール（一部のファイナンスに限る）
- その他、適格サステナブルファイナンス分類毎に発現が期待されるインパクトの定量的な指標

II. 本フレームワークに係る適合性評価

JCR は、ほくほく FG の本フレームワークに基づいて組成される本預金が、本フレームワークによって企図したアウトカム、インパクトが適切に発揮される商品設計となっているか否かについて、以下の 4 つの評価項目から確認した。なお、本評価項目は、環境省の「インパクトファイナンスの基本的考え方」で示されたインパクトファイナンスの定義に係る要素 1~4 に対応している。

1. 投融資時に、環境、社会、経済のいずれの側面においても重大なネガティブインパクトを適切に緩和・管理することを前提に、少なくとも一つの側面においてポジティブなインパクトを生み出す意図を持つものか。
2. インパクトの評価及びモニタリングを行うものか。
3. インパクトの評価結果及びモニタリング結果の情報開示を行うものか。
4. 中長期的な視点に基づき、個々の金融機関/投資家にとって適切なリスク・リターンを確保しようとするものか。

-
1. 投融資時に、環境、社会、経済のいずれの側面においても重大なネガティブインパクトを適切に緩和・管理することを前提に、少なくとも一つの側面においてポジティブなインパクトを生み出す意図を持つものか。

ほくほく FG は、本フレームワークで定める資金使途について、外部機関から国際原則等に関する評価又は第三者意見を取得した投融資のみに充当するとしている。本投融資は、外部機関の評価者や意見書を通じて、何等かの環境改善効果や社会的便益の発現が期待されることが説明されている。本フレームワークにおいて本預金で調達した資金の使途は本投融資に限定されることを定めているため、本フレームワークはポジティブなインパクトを生み出す意図をもって設計されていると言える。また、国際原則等に関する評価又は第三者意見を取得する際において、重大なネガティブインパクトの有無及びそれに対する緩和策についても検討されたものと考えられる。

以上より、本資金使途について、ネガティブインパクトの適切な緩和を前提にポジティブなインパクトを生み出す商品設計になっている。

-
2. インパクトの評価及びモニタリングを行うものか。

ほくほく FG は、本預金を通じて調達した資金について、外部機関から国際原則等に関する評価又は第三者意見を取得した投融資のみに充当するとしている。外部機関から評価又は第三者意見を取得する際において、当該投融資によって発現が期待されるインパクトに係る事前の評価及びモニタリング体制の評価がなされたものと考えられる。また、ほくほく FG は、上記の事前の評価を確認して、インパクトの発現に係るモニタリングを行うこととしている。

以上より、本資金使途について、インパクトの評価及びモニタリングが適切に実施される体制が整備されている。

3. インパクトの評価結果及びモニタリング結果の情報開示を行うものか。

本預金の充当先である投融資について、当該ファイナンスの資金調達者は、外部機関から国際原則等に関する評価又は第三者意見を取得した際に、原則としてその評価又は第三者意見の情報開示を行っている。また、投融資期間において発現した環境改善効果や社会的便益、KPI、SPTの進捗状況について、当該ファイナンスの資金調達者によって主に投融資者に情報開示している。

ほくほくFGは、上記の情報開示を参照して、本預金によって発現するインパクトについて、本預金のレポートを通じて公表することを予定している。なお、預金者に対しては、預金を行う際に、ほくほくFG等のウェブサイト上でレポートが行われることが案内されることとなっている。

以上より、本預金におけるインパクトの評価結果及びモニタリング結果の情報開示が適切に実施される体制が整備されている。

4. 中長期的な視点に基づき、個々の金融機関/投資家にとって適切なリスク・リターンを確保しようとするものか。

ほくほくFGは、将来にわたって本預金を繰り返し組成することを予定している。これにより、中長期的な視点で安定的な資金調達を実現することを意図している。また、預金者に対して、事前に資金使途がフレームワークに記載されたサステナブルファイナンスに限定されることを明示することで、預金商品としての魅力を具体的にアピールし、ほくほくFGの預金残高を更に増加させることを意図している。なお、本預金の途中解約については通常の定期預金と同様に扱われるものとなっている。

本預金は、ほくほくFGが提供する通常の定期預金と同様に、預金者に対して利息という金銭面でのリターンを提供する。それに加えて、本預金を通じて充当された投融資によって発現したサステナビリティに係るインパクトの結果を、レポートという形で提供することとしている。ほくほくFGは、本預金について、将来にわたって繰り返し組成することを予定しているため、預金者に対して、預金を通じたサステナビリティへの貢献の機会を中長期的に提供するものと考えられる。また、本預金は円建て預金であり、ほくほくFGが取り扱う通常の定期預金と同様に預金保険制度の対象となる。

以上より、本預金は、中長期的な視点に基づき、金融機関及び預金者に対して適切なリスク・リターンをもたらす設計となっている。

III. 結論

JCRは、本フレームワークが環境省の「インパクトファイナンスの基本的考え方」で示された事項に適合していることを確認した。

(担当) 佐藤 大介・新井 真太郎

本第三者意見に関する重要な説明

1. JCR 第三者意見の前提・意義・限界

日本格付研究所 (JCR) が提供する第三者意見は、事業主体の、環境省 ESG 金融ハイレベル・パネル内に設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」への整合性に関する、JCR の現時点での総合的な意見の表明であり、当該ポジティブ・インパクト金融がもたらすポジティブなインパクトの程度を完全に表示しているものではありません。

本第三者意見は、依頼者である事業主体から供与された情報及び JCR が独自に収集した情報に基づく現時点での計画又は状況に対する意見の表明であり、将来におけるポジティブな成果を保証するものではありません。また、本第三者意見は、当該フレームワークに基づく預金によって調達された資金の充当によるポジティブな効果、又は充当された資金が環境・社会に及ぼす改善効果を証明するものではなく、その効果について責任を負うものではありません。本預金により調達される資金が事業主体の設定する指標を達成する程度について、JCR は事業主体または事業主体の依頼する第三者によって定量的・定性的に測定されていることを確認しますが、原則としてこれを直接測定することはありません。

2. 本第三者意見を作成するうえで参照した国際的なイニシアティブ、原則等

本意見作成にあたり、JCR は、以下の原則等を参照しています。

環境省 ESG 金融ハイレベル・パネル内ポジティブインパクトファイナンスタスクフォース
「インパクトファイナンスの基本的考え方」

3. 信用格付業にかかるとの関係

本第三者意見を提供する行為は、JCR が関連業務として行うものであり、信用格付業にかかるとは異なります。

4. 信用格付との関係

本件評価は信用格付とは異なり、また、あらかじめ定められた信用格付を提供し、または閲覧に供することを約束するものではありません。

5. JCR の第三者性

本評価対象者と JCR との間に、利益相反を生じる可能性のある資本関係、人的関係等はありません。

■留意事項

本文書に記載された情報は、JCR が、事業主体または調達主体及び正確で信頼すべき情報源から入手したものです。ただし、当該情報には、人為的、機械的、またはその他の事由による誤りが存在する可能性があります。したがって、JCR は、明示的であると黙示的であると問わず、当該情報の正確性、結果、的確性、適時性、完全性、市場性、特定の目的への適合性について、一切表明保証するものではなく、また、JCR は、当該情報の誤り、遺漏、または当該情報を使用した結果について、一切責任を負いません。JCR は、いかなる状況においても、当該情報のあらゆる使用から生じうる、機会損失、金銭的損失を含むあらゆる種類の、特別損害、間接損害、付随的損害、派生的損害について、契約責任、不法行為責任、無過失責任その他責任原因のいかんを問わず、また、当該損害が予見可能であると予見不可能であると問わず、一切責任を負いません。本第三者意見は、評価の対象であるポジティブ・インパクト・ファイナンスにかかる各種のリスク (信用リスク、価格変動リスク、市場流動性リスク、価格変動リスク等) について、何ら意見を表明するものではありません。また、本第三者意見は JCR の現時点での総合的な意見の表明であって、事実の表明ではなく、リスクの判断や個別の債券、コマーシャルペーパー等の購入、売却、保有の意思決定に関して何らの推奨をするものでもありません。本第三者意見は、情報の変更、情報の不足その他の事由により変更、中断、または撤回されることがあります。本文書に係る一切の権利は、JCR が保有しています。本文書の一部または全部を問わず、JCR に無断で複製、翻案、改変等を行うことは禁じられています。

■用語解説

第三者意見：本レポートは、依頼人の求めに応じ、独立・中立・公平な立場から、銀行等が作成したフレームワークの環境省「インパクトファイナンスの基本的考え方」への適合性について第三者意見を述べたものです。

事業主体：預金フレームワークを策定する金融機関をいいます。

■サステナブル・ファイナンスの外部評価者としての登録状況等

- ・国連環境計画 金融イニシアティブ ポジティブインパクト作業部会メンバー
- ・環境省 グリーンボンド外部レビュー者登録
- ・ICMA (国際資本市場協会) に外部評価者としてオブザーバー登録) ソーシャルボンド原則作業部会メンバー
- ・Climate Bonds Initiative Approved Verifier (気候債イニシアティブ認定検証機関)

■その他、信用格付業者としての登録状況等

- ・信用格付業者 金融庁長官 (格付) 第1号
- ・EU Certified Credit Rating Agency
- ・NRSRO：JCR は、米国証券取引委員会の定める NRSRO (Nationally Recognized Statistical Rating Organization) の5つの信用格付クラスのうち、以下の4クラスに登録しています。(1)金融機関、ブローカー・ディーラー、(2)保険会社、(3)一般事業法人、(4)政府・地方自治体。米国証券取引委員会規則 17g-7(a) 項に基づく開示の対象となる場合、当該開示は JCR のホームページ (<http://www.jcr.co.jp/en/>) に掲載されるニュースリリースに添付しています。

■本件に関するお問い合わせ先

情報サービス部 TEL：03-3544-7013 FAX：03-3544-7026

株式会社 日本格付研究所

Japan Credit Rating Agency, Ltd.

信用格付業者 金融庁長官 (格付) 第1号

〒104-0061 東京都中央区銀座 5-15-8 時事通信ビル